

小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部改正等（素案）

1 背景

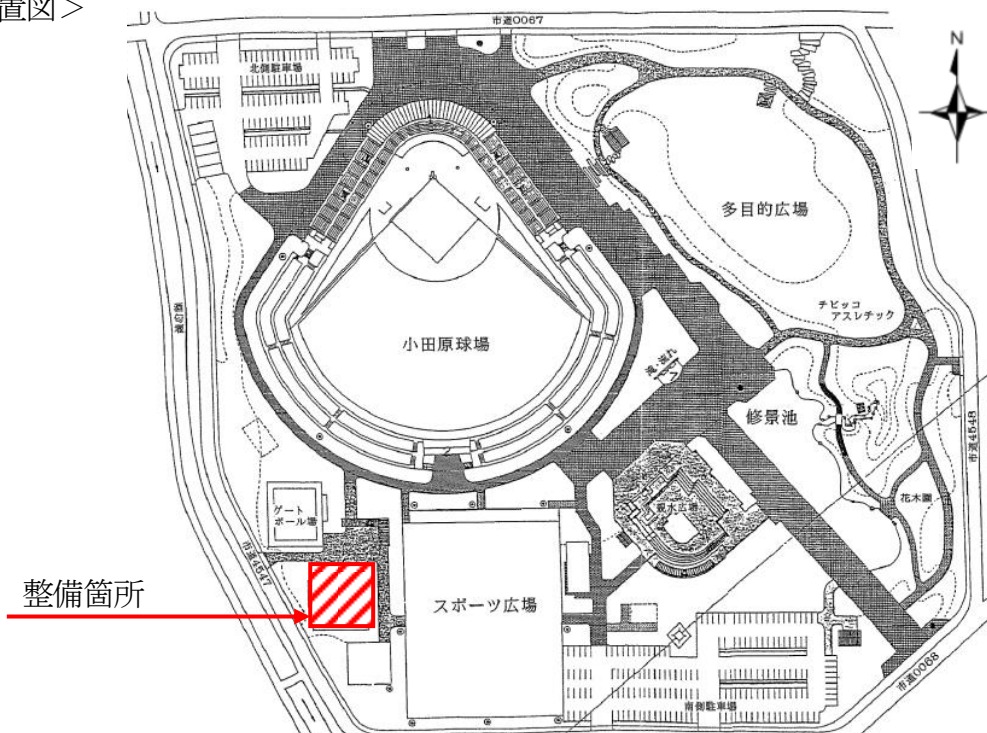
令和3年5月に小田原バスケットボール協会からバスケットゴールの寄贈を受けて、このバスケットゴール周辺を3 x 3のコートとして舗装整備するとともに、防球ネットを設置することとしました。

そこで、このコートの有料の施設として位置付け、必要な事項を定めるため、小田原市都市公園条例及び小田原市体育施設条例の一部改正等をするものです。

2 施設の概要

上府中バスケットコート	
所在地	小田原市永塚 40 番地
面積	238㎡
防球ネット	H=3m、L=60m
設置	小田原市
管理	指定管理者

<位置図>



3 改正内容

(1) 小田原市都市公園条例の一部改正

別表第1の上府中公園の有料の公園施設に「上府中バスケットコート」を追加します。

(2) 小田原市体育施設条例の一部改正

ア 体育施設として設置するバスケットコートの名称及び位置を次のとおりとします。

名称：上府中バスケットコート 位置：小田原市永塚40番地

イ 上府中バスケットコートの使用期間等について次のとおり定めることとします。

(ア) 使用期間 1月4日から12月27日まで

(イ) 休場日 次に定める日

a 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日以後最初の休日以外の日）

b 休日の翌日（日曜日又は休日に当たる日を除く。）

(ウ) 使用時間 次に定めるとおり

午前9時から午後5時まで ※照明設置はありません。

エ 利用料金について

上府中バスケットコートの利用にあたっては、使用許可の際に指定管理者へ利用料金を支払わなければならないこととします。

(3) 小田原市体育施設条例施行規則の一部改正

上府中バスケットコートの整備に当たり、申請書の書式等の調整をすることとします。

(4) その他

バスケットコートの使用許可の申請、使用の制限、使用許可の取消し等の手続、基準等については、その他の体育施設と同様の定めとすることとします。

4 施行年月日

令和5年4月1日（予定）

【関連資料】

- ・小田原市都市公園条例 ※現行のもの
- ・小田原市体育施設条例 ※現行のもの
- ・小田原市体育施設条例施行規則 ※現行のもの
- ・申請に対する処分の審査基準・標準処理期間及び不利益処分の処分基準 ※現行のもの